

審議事項（2）資料

山 梨 県 環 境 保 全 審 議 会
運 営 規 程 の 一 部 改 正 に つ い て

森 林 環 境 政 策 課

規程改正の概要

題 名	山梨県環境保全審議会運営規程の一部改正について
趣 旨	山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。
内 容	1 規程改正の背景等 ○ 令和7年2月議会において、山梨県部等設置条例の一部が改正され、「林政部」と「環境・エネルギー部」が統合され、「森林環境部」が設置された。 ○ このため、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則第13条に基づき、山梨県環境保全審議会運営規程について、規定の整備を行う必要がある。 2 規程改正の内容 ○ 第8条中、山梨県環境保全審議会の庶務を処理する部の名称を次のとおり改める。 環境・エネルギー部 → 森林環境部
施行期日	令和7年8月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

新 旧 対 照 表 (案)

山梨県環境保全審議会運営規程

新	旧
(庶 務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>森林環境部</u> において処理する。	(庶 務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>環境・エネルギー部</u> において処理する。

山梨県環境保全審議会運営規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部 会）

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担当するものとする。

- 2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（世界遺産景観保全部会の会議の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

（審議会への報告）

第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

（部会の決議）

第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（会議の公開）

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、森林環境部において処理する。

(その他)

第 9 条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第 10 条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 11 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 8 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

部会名	担 任 事 務
鳥獣部会	○ 鳥獣保護管理事業計画の策定に関すること。 ○ 第一種特定鳥獣保護計画に関すること。 ○ 第二種特定鳥獣管理計画に関すること。 ○ 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。 ○ 新たな鳥獣保護区の設定に関すること。 ○ 特別保護区の指定に関すること。 ○ 猟区の維持管理事務の委託に関すること。
温泉部会	○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関すること。 ○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。 ○ 温泉採取の制限に関すること。
廃棄物部会	○ 廃棄物処理計画の策定に関すること。
地球温暖化 対策部会	○ 地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。

世界遺産 景観保全 部会	○ 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下この項において同じ。）内における行為の禁止等に関する事。 ○ 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事。 ○ 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事。
-----------------------------	--

山梨県における令和 7 年度の組織体制について

「県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨」の実現に向け、「ふるさと強靱化」と「『開の国』づくり」のために乗り越えるべき諸課題に正面から対峙し、解決に導くべく、必要な政策を総合的・横断的に遂行する組織体制を整備しました。

主な改正（一部抜粋）

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日現在）	令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日現在）
高度政策推進局	知事政策局
総合県民支援局	県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、子育て支援局
新価値・地域創造推進局	知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部
（新価値・地域創造推進局）地域エネルギー推進課	（環境・エネルギー部）環境・エネルギー政策課
森林環境部	林政部、環境・エネルギー部
（森林環境部）森林環境政策課	（林政部）森林政策課 （環境・エネルギー部）環境・エネルギー政策課

森林環境部の設置目的

○森林資源と自然環境関連施策を効果的に推進する体制の構築

豊かな森林資源の活用と自然環境の調和を図りつつ、施策を効果的に推進するとともに、出先機関における森林及び環境関連実務の指導体制を一体的なものとして強化するため、林政部と環境・エネルギー部を「森林環境部」として再編されました。

なお、今回お諮りしますとおり、環境保全審議会の事務局は、「森林環境政策課」が務めます。